

◇大阪市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

- 1 施設型給付費に係る利用者負担額等を改定することにした。
- 2 施設型給付費に係る利用者負担額等の算定方法を改めることにした。
- 3 必要な経過措置を講ずることにした。
- 4 この規則は、令和6年9月1日から施行することにした。

(こども青少年局幼保施策部幼保企画課)